経済法〈B13A〉

配当年次	3・4年次
授業科目単位数	4
科目試験出題者	西村 暢史
文責 (課題設題者)	西村 暢史・金井 貴嗣
教科書	指定 鈴木 孝之・河谷 清文『事例で学ぶ独占禁止法』[初版] 以降(有斐閣)

《授業の目的・到達目標》

独占禁止法を中心として経済法の基本を理解することを目的とする。

基本的な考え方と実際の運用を把握し、自分の頭で考え応用できるようになることを到達目標とする。「カルテルや入札談合は独占禁止法に書いてあるから禁止されている」というのではなく、なぜカルテルや談合が行なわれるのか、行なわれるとどのような効果が生じるのか、法的にそれを規制すべきか、どうやって規制すべきか、といったことについて考えた上で理解できるようになってほしい。

《授業の概要》

現代日本では私人の自由な経済活動を基盤とする経済体制が採用されている。この自由経済体制の中で 国家が私人の経済活動に対してどのように関わっていくか、自由と規制のバランスをどこでとるべきか、 という問題について法律学的視点から扱う。

独占禁止法は経済法と呼ばれる分野の中心となる法律である。

主な内容は以下のとおり。

- 1. 企業結合(合併、株式保有、役員兼任、事業譲受、共同新設分割・吸収分割)規制
- 2. 不当な取引制限(カルテル、入札談合、共同ボイコット等)の禁止
- 3. 私的独占(排除行為、支配行為)の禁止
- 4. 不公正な取引方法の禁止

(不当な取引拒絶、不当な価格・取引条件の差別、不当廉売、不当高価購入、欺瞞的顧客誘引、不当な利益による顧客誘引、景表法、不当な抱き合わせ販売、不当な排他条件付取引、再販売価格の拘束、不当な拘束条件付取引、優越的地位の濫用、下請法、不当な取引妨害、競争会社に対する不当な内部干渉)

5. 事業者団体に対する規制

《学習指導》

特にないが、民法、商法、行政法の基礎的知識があると、より理解が深まる。

《成績評価》

試験(科目試験またはスクーリング試験)により最終評価する。

経済法〈B13A〉

- ◎課題文の記入:不要(課題記入欄に「課題文不要のため省略しました。」と記入すること)
- ◎字数制限: 1課題あたり 2,000 字程度(作成基準のとおり)

第1課題【基礎的な問題】

独禁法 15 条 1 項に規定する合併規制、中でも水平型企業結合に関して、いわゆる企業結合ガイドラインを参考に、公取委への届出後の水平型企業結合に対する公取委審査の全体像(規制の趣旨等を含む)をまとめなさい。

第2課題【基礎的な問題】

独禁法2条9項4号に規定するいわゆる再販売価格維持に対する規制に関して、その成立要件について事例や関連ガイドラインを用いて論じなさい。

第3課題【応用的な問題】

M 1 から M 30 は、 α 市において豆腐を製造し、スーパー等の小売業者に販売している。30 業者が製造した豆腐の α 市内における供給量全体に占める各社の供給量の割合(市場シェア)は、M 1 が 20%、M 2 から M 4 が、それぞれ 10%、残りの 26 業者は零細事業者で各業者のシェアは 2%程度である。

2021年2月以降、 α 市内のスーパー等から豆腐の値下げ要求が強くなってきた。M1の営業担当部長甲は、M2からM4の営業担当部長に、販売価格について話し合いをもつことをよびかけた。2021年4月10日に、M1からM4の営業担当部長が、M1の会議室に集まった。甲が、M1から M4が製造する豆腐の小売業者向け販売価格について、現在1丁80円から100円であるのを、5月1日から100円に統一して販売することにしたい旨の提案を行い、他の3業者の了承が得られた。

M1からM4の合意が、独禁法に違反するか検討しなさい。

第4課題【応用的な問題】

A、B、C、D(以下「4社」という。)は、わが国においてエレベーターを製造し、ビル等に設置する事業を行っている。4社が製造・設置したエレベーターの保守点検業務は、各社の系列子会社が行っている。4社が製造・設置したエレベーターの保守点検業務は、4社の系列子会社のほか、どのメーカーのエレベーターでも保守点検を行う独立系の保守点検業者によっても行われている。

A製エレベーターが設置されているビルの所有者Pは、エレベーターの保守点検について、料金が安いことから独立系の保守点検業者Sと保守点検契約を締結している。先月、PのA製エレベーターが故障し、人が閉じ込められる事態が発生したので、PはSに修理を依頼したところ、部品を交換する必要があることが判明した。

A製エレベーターの修理に必要な部品は、A系列の保守点検事業者Yしか供給していない。PがYに修理に必要な部品を注文したところ、Yは「A製エレベーターの運行の安全性を確保するために、部品のみ販売することはしていない。部品の取り替え、修理、調整工事を併せて発注するのでなければ注文に応じないとの方針をとっている。」と回答した。

Pは、Sとの保守点検契約を解除して、新たにYと保守点検契約を締結し、エレベーターの修理をしてもらった。

上記のYの方針について、独禁法上問題があるか検討しなさい。

〈推薦図書〉

 泉水 文雄
 『経済法入門』(2018年)
 有斐閣

 金井 貴嗣・泉水 文雄 他
 『経済法判例・審決百選』〔第2版〕(2017年)
 有斐閣

 菅久 修一(編)・品川 武 他
 『独占禁止法』〔第4版〕(2020年)
 商事法務